



ライフネット生命保険株式会社

IFRS17号「保険契約」勉強会（第1回）

2022年7月5日

[登壇者]

代表取締役社長 森 亮介

経営企画部 エグゼクティブエキスパート 逆井 幹則

登壇

森：皆さん、こんにちは。社長の森です。本日は当社の IFRS17 号の勉強会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

5月に通期決算でお伝えしましたとおり、当社は2023年度、翌年度の財務報告において、IFRS17号の任意適用を目指すことを発表いたしました。これにより、投資家、株主の皆さまには当社事業の期間損益や収益性の実態を、より適切にお示しすることができるとともに、皆さまとの対話においてもより有用な情報開示ができると考えています。

今日はまず第1回ということで、特に基本的な部分にフォーカスして、当社の逆井からご説明差し上げたいと思います。

限定事項



- ご説明する情報は、生命保険会社に係る法定会計および国際財務報告基準（IFRS）に関する当社の現段階における解釈と見解に基づいています。
- 業界他社、その他の関係者は異なる解釈と見解を持つ可能性があります。
- 本資料では、理解の容易性のため、一部、実際の会計基準等と異なる表現を使用しています。

1

逆井：経営企画部の逆井です。本日はIFRS17号保険契約の勉強会へのご参加、誠にありがとうございます。これより、画面でも投映しています勉強会資料につきまして、30分程度でご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページをご覧ください。まず、限定事項についてお話しさせていただきます。

ご説明する情報は、生命保険会社に関連する法定会計および国際財務報告基準（IFRS）に関する当社の現段階における解釈と見解に基づいています。

業界他社、その他の関係者は異なる解釈と見解を持つ可能性があります。

また、本資料では、理解の容易性のため、一部、実際の会計基準等と異なる表現を使用しています。

以上の点についてご留意いただければと存じます。

1. 本勉強会について



■ 目的

当社の2023年度のIFRSの任意適用に先立ち、IFRS17号の重要なポイントについて説明

➡ **新たな財務諸表・財務分析のご説明に円滑に移行**

(注) 当社の具体的な業績予想等についてご説明するものではありません

■ スケジュール（案）

	テーマ（案）	開催時期
第1回	IFRS17号の基礎 ・ IFRS導入の背景・意義 ・ IFRS17号 損益のポイント・CSM（契約サービスマージン）の重要性	2022年7月5日
第2回	IFRS17号における財務分析 ・ 利益・財務指標・CSMの増減等の分析	2022年10月頃
第3回	IFRS17号 アップデート ・ IFRS17号の動向、Q&A等	2023年1月頃

3

3 ページをご覧ください。まず、本勉強会の目的をご説明します。

ご案内のとおり、IFRS（国際財務報告基準）において、IFRS17 号保険契約は 2023 年 1 月以降の事業年度から適用となり、これに合わせ、当社では 2023 年度より IFRS の任意適用を目指すことを表明しています。本勉強会では、当社の 2023 年度の任意適用に先立ちまして、IFRS17 号の重要なポイントについて説明し、当社の来年度以降の新たな財務諸表や財務分析のご説明に、円滑に移行させることが目的です。本勉強会において、当社における具体的な業績予想等について説明するものではない点は、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、現在考えているスケジュール、および各回のテーマ案です。第 1 回の今回は、IFRS17 号の基礎として、IFRS 導入の背景・意義に加え、その損益のポイントや CSM（契約サービスマージン）の重要性について説明したいと思いを。

第 2 回目は 10 月頃、IFRS17 号の財務分析をテーマにした勉強会を行いたいと思っています。本日、あるいはその後いただいたご質問等で、十分にお答えできなかった部分についての補足も盛り込みたいと思っています。

第 3 回目として、来年 1 月頃、詳細は臨機応変に考えたいと思いますが、その時点での IFRS17 号の動向や、特にご関心がある部分の Q&A などを盛り込みたいと考えています。スケジュールやテーマについて、今後ご要望などをお寄せいただけますと幸いです。

2. 今回お伝えしたいこと



- **当社の期間業績・収益の実態をより適切に反映できる**
- **CSM（契約サービスマージン）の増大が将来の利益の成長に繋がる**
- **IFRS17号の適用後も、資本規制と剰余金の配当は法定会計に準ずる**

4

4 ページをご覧ください。本日の勉強会のキーメッセージをまとめています。

1 点目は、IFRS 導入により、当社の期間業績の実態をより適切に反映できることです。

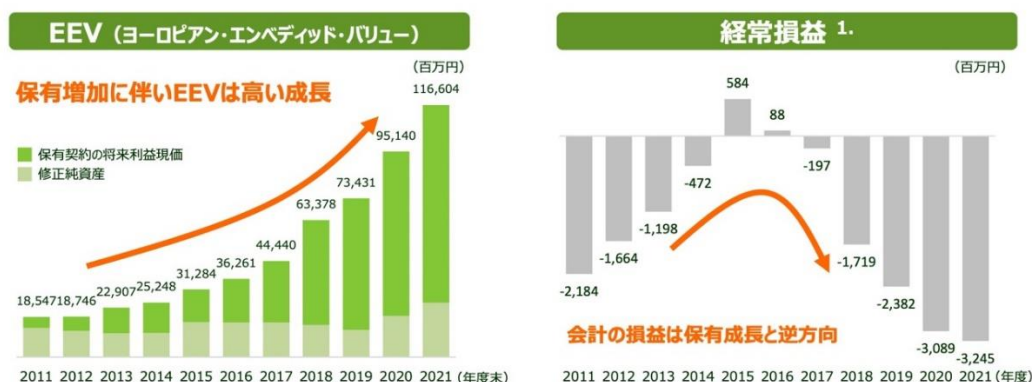
2 点目は、保険契約の将来予想利益である CSM（Contractual Service Margin、契約サービスマージン）は IFRS17 号の財務諸表において重要な概念であり、この CSM の増大が将来の利益の成長につながることです。

3 点目として、IFRS17 号の適用後も、資本規制と剰余金の配当は法定会計に準ずることです。

3. IFRS導入の背景・目的



- 保有契約の潜在価値を表すEEVは高い成長を示す一方、収入と費用のミスマッチにより法定会計上、その実態がわかりにくい



- IFRS17号の導入により、当社の期間業績をより適切に表し、国際的に比較可能性が高い財務情報を提供する
- 資本規制と剰余金の配当はIFRS適用後も法定会計に準ずる

1. 保険業法第113条繰延資産を考慮する前の経常利益

5

5 ページをご覧ください。当社の IFRS 導入の背景と目的です。

当社は現在、経営指標としてヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（EEV）を掲げています。EEV は保有契約の潜在価値を表す指標です。左のグラフにお示ししているとおり、当社の保有契約の増加に伴い、EEV は高い成長を示しています。一方、右のグラフは経常損益の推移を示したのですが、法定会計における収入と支出のミスマッチにより、会計上の損益は保有契約の成長と逆方向に動いています。EEV は順調に伸びているにもかかわらず、期間損益としての PL はむしろ逆方向を示します。このように、会計上、当社の業績の実態が非常に分かりにくくなっている点に長い間、大きな課題認識がありました。

この課題に対して、IFRS17 号の導入は当社の期間業績をより適切に表し、国際的に比較可能性が高い財務情報を提供することを目的としています。多くの方は、IFRS は BS 重視の時価会計を志向しているイメージがあるかもしれませんが。確かに、金融資産等の金融投資の成果を評価する会計については、公正価値が重視されてきたことは事実です。しかし、IFRS のより根本的な考え方は、財務情報の利用者に会社の基本的で恒常的な財務力を示すことにあります。

この後、詳細をご説明しますが、IFRS17 号は保険負債を時価ベースで評価しつつ、それを超えるマージンについて保険期間の中で適切に配分する会計であると言えます。これにより、投資家の皆さまの意思決定に際し、より有用な情報を提供していくことが可能になります。

ただし、資本規制と剰余金の配当、株主配当は IFRS 適用後も保険業法、あるいは法定会計に準ずることににご留意いただきたいと思います。ここで一つ申し上げておくべきことは、同じ保障の保険契約であればどの会計基準を適用してもトータルの利益は変わらない、すなわち、会社の実態はなんら変わるものではないことです。問題は、長期性を持つ生命保険の保有契約の構造において、期間の業績をどのように捉え、報告するかということです。当社においては IFRS 導入によって、適切な期間業績の表示という観点で大きな改善を図ることができると考えています。

4. 法定会計による生命保険損益の特徴

(1) 新契約費用

- ・ 繰延べができない



(2) 責任準備金

- ・ 契約者保護のため
保守的に計算
積立負担：初期大、後期小
- ・ 契約時の計算基礎率（予定死亡率、予定利率など）が**固定**

- 会社が成長しているときに利益を押し下げる
- 契約以後の実績が負債に反映されない

1. 契約の管理や保険金・給付金の支払いにかかる費用など

6

6 ページをご覧ください。IFRS17 号の内容に入る前に、法定会計基準をご説明します。生命保険会社の法定会計は、こちらに記載の 2 点によって大きく特徴づけられています。

一つ目が、保険料が長期にわたって平準払いで収入される一方で、新契約費用が繰延べできず、費用の発生時点での一括計上となる点です。

二つ目が、将来の保険金等のお支払いのために積み立てる責任準備金は、契約者保護を目的とした保険業法に基づいており、保守的に計算されることです。保守的な責任準備金は保守的な計算方法と計算基礎率で評価され、契約の初期の段階での積立負担が大きく、契約の後期の段階では逆に積立負担が小さくなる性質があります。また、責任準備金については、契約時に適用される予定死亡率、予定利率などの計算基礎率が、保険期間にわたって固定される特徴もあります。

これら 2 点の特徴により、生命保険会社の新契約業績が好調で会社が成長しているときには利益を押し下げ、逆に低調なときには利益を押し上げるパラドックスが生じます。

また、計算基礎率が契約時に固定されていることは、例えば契約後に支払率が好調だった場合にも、その実績が負債に反映されない問題が生じます。

5. 法定会計の損益計算書構成



- 保険料の全額を収益計上、将来への積立分が責任準備金繰入額として費用計上
- 最近の契約ボリュームが大きいほど、責任準備金繰入額と事業費の負担が大きい
- 利益の源泉がわかりにくく、PLのみでは分析が困難

法定会計基準 PL	主な項目	
経常収益	1 保険料収入	当期に入金のあった保険料を計上
経常費用	2 資産運用収益	利息配当金収入・有価証券売却益等
経常利益	3 保険金等支払金	当期に支払った保険金等を計上
特別利益/特別損失	4 責任準備金繰入額	責任準備金の当期末と前期末の差額を繰入し費用計上
税引前当期純利益	5 事業費	当期に発生した事業費（含む新契約費）を計上
	6 資産運用費用	支払利息・有価証券売却損・有価証券評価損等

7

7ページをご覧ください。こちらは、法定会計基準の損益計算書、PLの構成です。後から出てまいります、IFRSのPLとは非常に対照的であり、IFRSによってPLのボトムラインだけではなく、その項目、構成も変わってきます。法定会計のPLを押さえておくことは、IFRSとの比較・理解のために重要であるため、ここでご説明します。

左側の緑の表に大きな構成を示しており、税引前当期利益は経常収益と経常費用の差である経常利益をコアの利益として、特別利益、特別損失を加減して計算されます。

右側のオレンジの表に、経常収益と経常費用の主な項目を記載しています。上のコメント1行目のとおり、法定会計の表示上の大きな特徴は、項目1の入金された保険料の全額を保険料収入として収益計上する一方で、そのうちの将来給付のための積立分が、項目4の責任準備金繰入額として費用に計上されることです。例えば、一時払い等の貯蓄性の高い生命保険についても、保険料の全ての要素が収益として計上され、将来の満期保険金や解約返戻金の支払のための金額が、責任準備金繰入として費用計上されます。

また、項目3の当期に支払った保険金等支払金、項目5の新契約費を含む当期に発生した事業費が経常費用となります。そのほか、項目2の資産運用収益、項目6の資産運用費用も、それぞれ経常収益、または経常費用に計上されます。

前ページでご説明したとおり、最近の新契約業績が好調なほど、項目4の責任準備金繰入額と項目5の事業費の負担が大きく、経常利益を圧迫することになります。また、生命保険会社の三利源の利源分析をご存じの方もいらっしゃると思いますが、このPLの情報のみからは利益の源泉がわかりにくく、PLのみでは財務分析が困難であるのも特徴です。

6. IFRS17号 保険負債



IFRS 貸借対照表



※上の図はIFRS17号の一般モデルに対する説明です

保険負債の3つの構成部分

- **将来CF現価：**
将来の支出（保険金等）の現価から将来の収入（保険料）の現価を控除した金額
- **リスク調整：**
将来CFの不確実性への備え
- **CSM：**
「将来利益を表す負債」で、保険期間の経過とともに償却され利益となる

IFRS17号の移行時（またはIFRSの導入時）には、原則として、保有契約に対して、新契約時に遡って保険負債が計算される

8

ここから、IFRS17号の説明に移ります。まず、8ページで、IFRS17号の保険負債についてご説明します。

左側の図は、IFRS17号に基づく貸借対照表、BSのイメージで、BSの左側である借方は資産です。金融資産の会計基準はIFRS9号となり、現在の日本基準と異なる部分はありますが、一般的に負債サイドと比べると大きな差異は出てこないと考えられます。BSの右側、貸方は負債と資本ですが、そのうち負債の大宗を占めるのが、法定会計の責任準備金に相当する保険負債になります。

右側のコメントのとおり、保険負債は3つの構成部分に分けて計算されます。

まず1番上の、将来CF現価です。こちらは、将来の保険金や事業費の支出の現価から将来の保険料の収入の現価を控除した金額として計算されます。EVと同じように、会社の経験に基づいた最善前提、ベストエスティメートの前提を使った計算となります。

2番目が、リスク調整です。1番目の将来CFはベストエスティメートに基づいた計算であるため、どうしても不確実性が伴います。その不確実性への備えとして、リスク調整が計算されます。計算方法などは異なるものの、EVにおけるヘッジ不能リスクのコストに類似の概念になります。

3番目が、CSM（契約サービスマージン）です。法定会計にはない新しい概念であり、本日の勉強会の核となる部分です。CSMは将来利益を表す負債で、負債に計上された後、保険期間の経過とともに償却され、利益となります。簿記でいえば、負債の減少と収益の増加の仕訳が切られて、利益が実現するかたちです。CSMは10ページで仕組みをご説明します。

なお、スライド右下のコメントをご覧ください。2023年のIFRS17号への移行時、または2023年以降に初めてIFRSを導入する場合には、原則として、保有契約に対して、新契約時点にさかのぼって、その時点からIFRS17号が適用されていたかのごとく保険負債を計算します。

当社の場合は、2008年の開業時から全ての契約をIFRSで再計算することになります。そのようにしてIFRS17号の開始BSが作成されることも、ここで触れておきたいと思います。

7. IFRS17号の損益のポイント



IFRS PL構成	
	■ ① 保険サービス損益 と ② 金融損益 で表示される
■ ① 保険サービス損益	■ ① 保険サービス損益の分解 <ul style="list-style-type: none">・ 保険金等の予想と実績の差・ リスク調整リリース・ CSM償却
■ ② 金融損益	■ CSMの増大が将来の利益成長のために重要

9

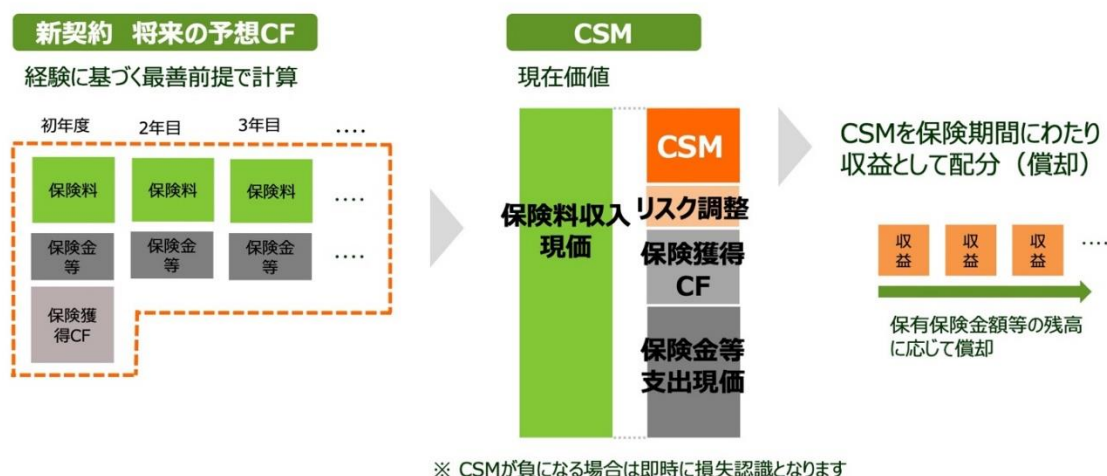
9 ページをご覧ください。詳しくは次ページ以降で説明していきますが、まずは、ここでは IFRS17 号を適用した場合の、損益のポイントについてお示しておきたいと思えます。

左側の表で IFRS の PL 構成を示しています。法定会計では、PL の大きな構成は経常利益と特別利益、特別損失でしたが、IFRS17 号は、PL は大きく①保険サービス損益と②金融損益になります。

このうち、当社のように保障性商品を中心に行っている会社にあつては、その利益の大宗は①の保険サービス損益になります。この保険サービス損益は、保険金等の予想と実績の差、リスク調整のリリース、CSM の償却の三つに分解されることになります。予想の保険金等は最新の最善前提をもとに計算されますので、予想と実績に乖離がないとすれば、リスク調整リリースと CSM 償却額が利益となります。

会社によって状況は異なってくると思えますが、多くの場合、CSM 償却が保険サービス損益の主要な源泉になるケースが多いと思われます。そのため、4 ページの「今回お伝えしたいこと」でも触れましたが、CSM の増大が将来の利益成長のために重要となつてまいます。

8. CSMによる収益認識



CSMの増大（＝将来利益の成長）に重要なこと

- ・ 収益性の高い新契約の獲得
- ・ 保険金・事業費の良好な経験に基づく前提アップデート

10

次に、10 ページをご覧ください。こちらは、CSM による収益認識を解説しています。繰り返しとなりますが、CSM は「将来利益を表す負債」です。左側の図をご覧ください。CSM の計算は新契約時点が出发点となります。まず、商品別・加入期別等の新契約の一定のグループに対して、経験に基づく最新の最善前提によって、将来の予想 CF を計算します。

この中には、保険料が収入として、保険金や事業費、保険獲得 CF などが支出として含まれます。ここでの保険獲得 CF は、IFRS17 号において繰延できる新契約費のことですが、その内容については次ページで説明します。

次に、真ん中の図にあるように、将来の予想 CF から、それぞれの項目の現在価値を導きます。保険料収入現価から保険金等の支出現価、保険獲得 CF を控除し、さらに将来 CF の不確実性に対するリスク調整を控除した後の金額が、オレンジ色の箱で示している CSM として計算されます。この計算からは、新契約時点の CSM は新契約の将来利益の現在価値であることが言えますので、EV における新契約価値と非常に類似した概念です。なお、※のとおり、CSM が負になる場合には、契約が保険期間トータルで損失であることを意味しますので、そのマイナスの分を即時に損失として認識することになります。

そして、右側の図のとおり、この新契約時点の CSM をその後、保険期間にわたって収益として配分する。つまり償却することで、会計上の利益が実現されます。この償却は保有保険金額等の残高に基づいて行われますので、保険会社が保障というサービスを提供するにつれて収益を計上する考え方になります。この企業のサービスの提供に応じて収益を計上する考え方は、IFRS の一般的な収益認識基準である IFRS15 号と整合的です。

このように、CSM は非常に重要な概念で、その増大が将来利益の成長につながります。スライドの下に記載のとおり、会社は収益性の高い新契約を多く獲得すること、保険金や事業費を良好に管理し、その経験に基づく前提のアップデートにより、将来利益である CSM を増加させていくことが重要になります。

9. 保険獲得CFによる繰延べ



■ 保険契約群団の獲得増加に直接起因するコスト

- 新契約の増加によって増えているコスト
- コストを増加させることによって新契約が増加するコスト

具体例

実際に保険獲得CFに該当するかどうかは、個別具体的な判断が必要であることに留意

- ✓ 募集手数料（営業職員給与、代理店手数料等）
- ✓ 新契約獲得・締結・引受の業務に係る人件費・物件費
- ✓ 保険商品に関する広告費用等

11

次に、11 ページをご覧ください。保険獲得 CF についてご説明します。

保険獲得 CF は、保険契約群団の獲得増加に直接起因するコストです。「直接起因」とありますが、これは英語では directly attributable、要するに、新契約の増加によって増えているコスト、あるいは逆にコストを増加させることによって新契約が増加するコストであると考えていただければと思います。

具体例をこちらに示していますが、募集の対価としての手数料や新契約の獲得、締結、引受の業務に係る人件費、物件費に加え、保険商品を訴求する広告費用などが、IFRS17 号の保険獲得 CF に該当する可能性が高いと考えています。ただし、実際に保険獲得 CF に該当するかどうかは、個別具体的な判断が必要となる点、ご注意ください。

保険獲得 CF に該当すると判断された場合は、繰延べが可能となります。US-GAAP の繰延べ新契約費、DAC をご存じの方もいらっしゃると思いますが、類似したものとお考えいただければと思います。

10. IFRSの損益計算書構成



- 保険収益は保険料そのものではなく保険負債からのリリース
- 保険サービス損益は、保険金等の予想と実際の差額、リスク調整リリース、CSM償却に分解できる
- 保険サービス損益と金融損益は利益の源泉に対応し分析しやすい

IFRS PL	主な項目
保険収益	1 予想保険金等 当期の予想保険金・事業費（貯蓄要素を控除）
保険サービス費用	2 リスク調整リリース 当期のリスク調整の減少（リリース）
保険サービス損益	3 CSM償却 当期のCSMの償却
投資収益	4 実際保険金等 実際に発生した保険金・事業費（貯蓄要素を控除）
保険金融費用	5 投資収益 資産運用による収益費用（純額）
金融損益	6 保険金融費用 保険負債に係る利息
その他損益	
税引前当期純利益	

12

次に、12 ページをご覧ください。こちらは、IFRS の損益計算書、PL の構成になります。

左の緑色の表は、9 ページの IFRS17 号の損益のポイントでもお示しているものですが、税引前当期利益は保険サービス損益と金融損益から構成されています。この中で、保険サービス損益を構成する保険収益と保険サービス費用、金融損益を構成する投資収益と保険金融費用のうち、主な項目を右側のオレンジの表で説明しています。

コメント 1 行目のとおり、保険収益は法定会計基準のように、実際に収入した保険料が収益として計上されるのではなく、保険負債の三つの構成部分からリリースされ、負債の減少を伴う仕訳によって計上されます。これらはそれぞれ、項目 1 の予想保険金等、項目 2 のリスク調整リリース、項目 3 の CSM 償却となります。ここで、予想保険金について、保険金と名の付く項目が収益となっていることに少し違和感を持つ方もいらっしゃるかもしれません。これは、当期に予想される保険金の金額の部分が、負債から取り崩されて収益となると考えていただければと思います。この予想保険金等については、予想される保険金等の支払のうち、解約返戻金に相当する金額など、貯蓄の要素の部分が収益から除かれます。そのため、主に貯蓄性商品を販売している会社における法定会計の保険料収入のような、貯蓄部分を含めた大きな金額の収益が計上されることにはなりません。

一方、保険サービス費用は、項目 4 の実際に発生した保険金や事業費が計上されます。項目 1 の予想保険金と同じように、こちらからも貯蓄の要素の部分が除かれます。そして、これらの差し引きが、保険サービス損益になります。したがって、保険サービス損益は保険金等の予想と実際の差額（項目 1－項目 4）、リスク調整リリース（項目 2）、CSM 償却（項目 3）に分解できることとなります。項目 5、金融損益の中の投資収益は資産運用による収益が計上されますが、これは有価証券の売却損などの費用がある場合には、そのネットされた純額がここに表示されます。一方、項目 6 の保険金融費用は保険負債に係る利息が計上されます。これらの差し引きが金融損益になります。このように、保険サービス損益と金融損益は、利益の源泉に対応しており、IFRS の PL はその利用者にとって利益の分析がしやすい構造となっています。

11. 適切な期間業績とは



■ 会計基準により重視される業績の観点が異なる

	IFRS17号	法定会計	EV 新契約価値
重視される業績の観点	保有契約の維持に応じた収益計上	健全性を第一義とした財政状態の確保	新契約がもたらす将来利益の潜在的価値



■ IFRS17号では、保有契約の維持（保障責任の履行）に応じて収益が計上され、期間業績としての適切性が高い

■ 期間業績への仲介項目となるCSMの理解が重要となる

13

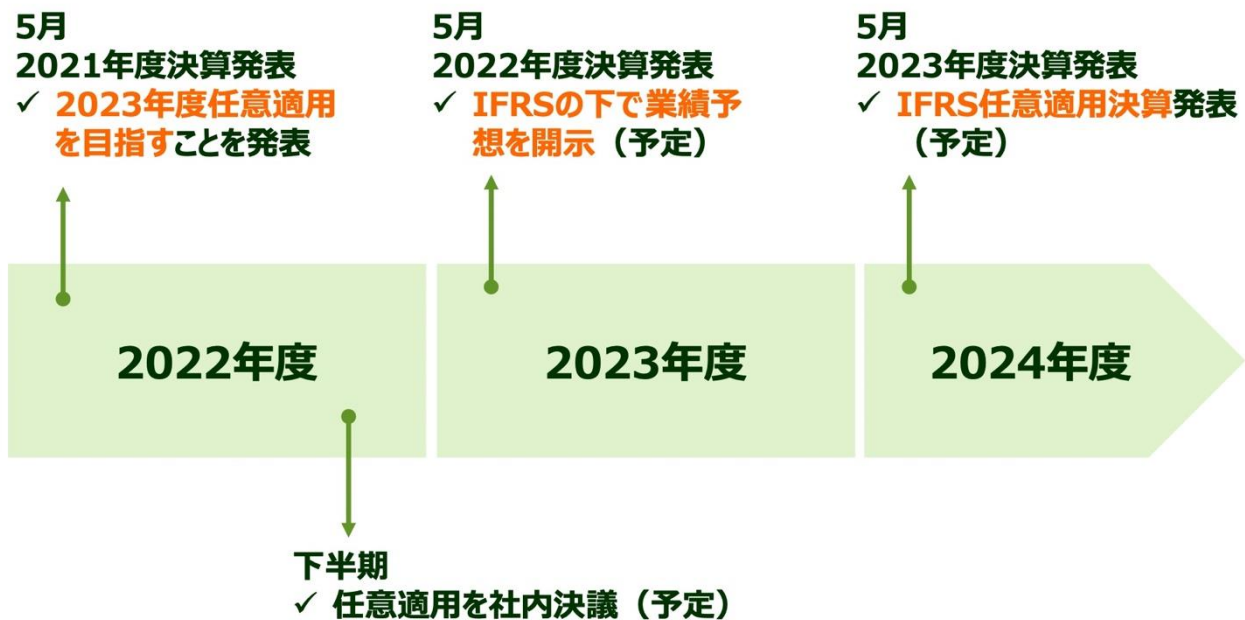
13 ページをご覧ください。ここで、適切な期間業績とは何かということについてお話しします。

適用される会計基準によって、重視される業績の観点が異なります。表でお示しているとおり、IFRS17号は保有契約の維持に応じて収益が計上される会計基準です。その期間に保有契約という、お客さまにどの程度の保障を行っているか、つまり保障責任の履行に応じて収益が計上されますので、期間業績としての適切性が高いと考えています。

もちろん、健全性を第一義とした財政状態を確保することを業績として重視する法定会計、会社の営業活動の結果、どのくらいの潜在価値が生まれたかを計測するEVの新契約価値なども意味のある指標ですので、それぞれを相互補足的に見ていくことが重要です。

そして、IFRS17号においては、CSMが、いわば期間業績への仲介項目になりますので、CSMの理解がとても重要になります。CSMの動きを分析し、当期にどのように利益が出現しているか、将来の利益の成長がどれだけあるのか、財務会計とリンクしたかたちで評価していくことが、財務分析として求められると考えています。その点は今回の一つのメッセージとさせていただいた上で、次回のお話にもつなげていきたいと考えています。

12. IFRS17号の適用スケジュール



※第2回のIFRS勉強会は、2022年10月頃に予定しています

14

最後に、14 ページをご覧ください。IFRS の適用に関する今後のスケジュールです。

本年 5 月の 2021 年度決算発表において、当社は 2023 年度から任意適用を目指すことをアナウンスいたしました。今後、今年度の下半期を目途に正式な社内決議を予定しています。

当社の対応事項として、今年度は具体的な会計方針などを詰めていくと同時に、本日の説明の中でも触れました、保有契約に対する保険負債の遡及計算を行ってまいります。

その上で、2023 年 5 月に、IFRS の下での 2023 年度業績予想を開示したいと考えています。IFRS の適用初年度においては、前年度の比較財務諸表を併せて開示することになります。したがって、2023 年 5 月に、IFRS の下での 2022 年度の利益の予想額も同時に開示したいと考えています。ただし、それらは推計値であり、会計監査前の数字になることをご理解ください。

そして、2024 年 5 月における 2023 年度の決算発表において、IFRS の任意適用の下での決算数値をご説明していきたいと考えています。冒頭申し上げましたとおり、本勉強会の第 2 回目を、本年 10 月頃に開催したいと思います。テーマは IFRS17 号の財務分析を予定していますので、またご参加のほどお願い申し上げます。

以上で説明を終了いたします。